該当箇所	意見内容	意見に対する県の考え方
第 3	<氷見市>	保険料水準の統一を進めることは、市町村ごとの医療
市町村におけ	(本文 16 頁)	費水準を保険料に反映させないこととなり、特に小規模
る保険料(税)	・保険料(税)水準の納付金べ	な保険者において、高額な医療費が発生した場合の年度
の標準的な算	ースでの統一を目指す中で、県	間の保険料の変動を抑えることができるほか、県内のど
定方法及びそ	内で地理的条件も含め医療費	こに住んでいても同じ所得水準・同じ世帯構成であれば
の水準の平準	水準が低い市町村が同一納付	同じ保険料水準となり、被保険者間の公平性の観点から
化に関する事	金を課される方向性は、医療費	望ましいとされています。
項	適正の面からも自治体、住民が	本県でも、被保険者数の減少に伴い、保険者の財政運
	納得しがたい。	営が不安定になるリスクが高まっていくことから、国の
	県においては、県内市町村間	方針に沿った形で、まずは各市町村の納付金にそれぞれ
	における納付金の飛びぬけた	の医療費水準を反映しない「納付金ベースの統一」を目
	不均衡が生じないよう、予算的	指すことが必要と考えます。
	措置も含め納付金ベースでの	しかし、納付金ベースの統一は、医療費水準の低い市
	統一を慎重に検討いただきた	町村の納付金の増加、ひいては保険料(税)率の上昇に
	い。併せて国には医療費水準格	つながるため、十分な経過措置期間を設けて実施すると
	差を伝えてきただき、当該市町	ともに、引き続き県全体で医療費の適正化を進めていく
	村への財政支援策を求めてい	ことが重要と考えております。
	ただきたい。	国の「保険料水準統一加速化プラン」においては、医
		療費適正化に関する取組の更なる推進に向けた方策と
		して、医療費水準が低下した市町村に対して県繰入金等
		を活用したインセンティブ交付を行う事例が記載され
		ています。これを踏まえ、県としては、医療費水準が低
		いことや改善したことをより評価するインセンティブ
		制度(県繰入金の交付方法の見直し等)について、令和
		6年度以降各市町村とさらに協議していくほか、国に対
		しても医療費水準が低い市町村の財政負担の課題を伝
		えていきたいと考えます。
第4	<砺波市>	(本文 27 頁)
市町村におけ	(本文 27 頁)	ご指摘の点については、短期証・資格証明書の廃止時
る保険料(税)	•「2 収納対策 (2)収納率	期を踏まえた表現であると考えています。
の徴収の適正	目標達成のための取組み」につ	ただ、短期証・資格証明書は、当面の間は現行の運用
な実施に関す	いて、「資格証明書等の発行」と	が続きますが、マイナンバーカードと保険証の一体化に
る事項	あるが、今年 12 月のマイナン	よる保険証の廃止に伴い、この仕組みも廃止されること
	バーカードと保険証を一体化	となります。短期証・資格証明書に代わる「特別療養費
	することよる保険証の廃止に	の支給に変更する旨の事前通知」の運用の詳細について
	伴い短期証の仕組みを廃止し、	は、今後国から別途通知されることとなっているため、
	資格証明書の交付に代えて「特	ここでは記載しませんが、今後特別療養費の支給までの
	別療養費の支給に変更する旨	滞納対策についても、本文 46 頁「1 標準的、広域的
	の事前通知」を行うこととなっ	及び効率的な運営の推進にむけた取組み (1)事務の
	ているが、廃止の時期を踏まえ	標準化の取組み ア 給付の一時差止め基準」に記載の
1	2 + FU 1 2	

てよいか。

いります。

た表現となっていると解釈ししおり、標準的な運用基準について市町村と協議してま

該当箇所	意見内容	意見に対する県の考え方
第6	<砺波市>	(本文 42 貢)
医療費の適正	(本文 42 頁)	ご指摘のとおり、次期国保運営方針期間においては、
化の取組みに	第3期データヘルス計画の策	第3期データヘルス計画の進捗管理や評価が県に求め
関する事項	定は令和6年3月にほぼ終わ	られる役割であることから、「データヘルス計画の策定・
	っていると考えられるので、第	評価の支援」を「計画に基づく保健事業の実施及び計画
	3期データヘルス計画の「評価	の評価への支援」に修正しました。
	の支援」に取り組むと記載した	
	ほうが良いのではないか。	
	<砺波市>	(本文 43 貢)
	(本文 43 頁)	ご指摘のとおり、かかりつけ医で実施された検査等の
	・「2 医療費の適正化に向け	結果データ(基本健診項目)を受領し、特定健診結果デ
	た取組み (2)ウ関係機関と	ータとして活用するためには、郡市医師会との協議等を
	の連携」で「県及び市町村は、	はじめとする仕組みづくりが課題となることを認識し
	かかりつけ医で実施された検	ております。そのため、このような仕組みを構築し、取
	査等の結果データのうち、特定	り組む市町村は、限定的であり、今後の県全体の特定健
	健診の基本健診項目の結果デ	診受診率向上を目指し、「先行する市町村の取組みを共
	ータを受領し、特定健診結果デ	有し、好事例の横展開等を行います。」旨を追記いたしま
	ータとして活用する」とある	す。
	が、本市では未だ仕組みを構築	
	できていない。導入していない	
	市町村に対し、好事例の横展開	
	や支援等を明記していただき	
	たい。	